

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第49回：書面開催）

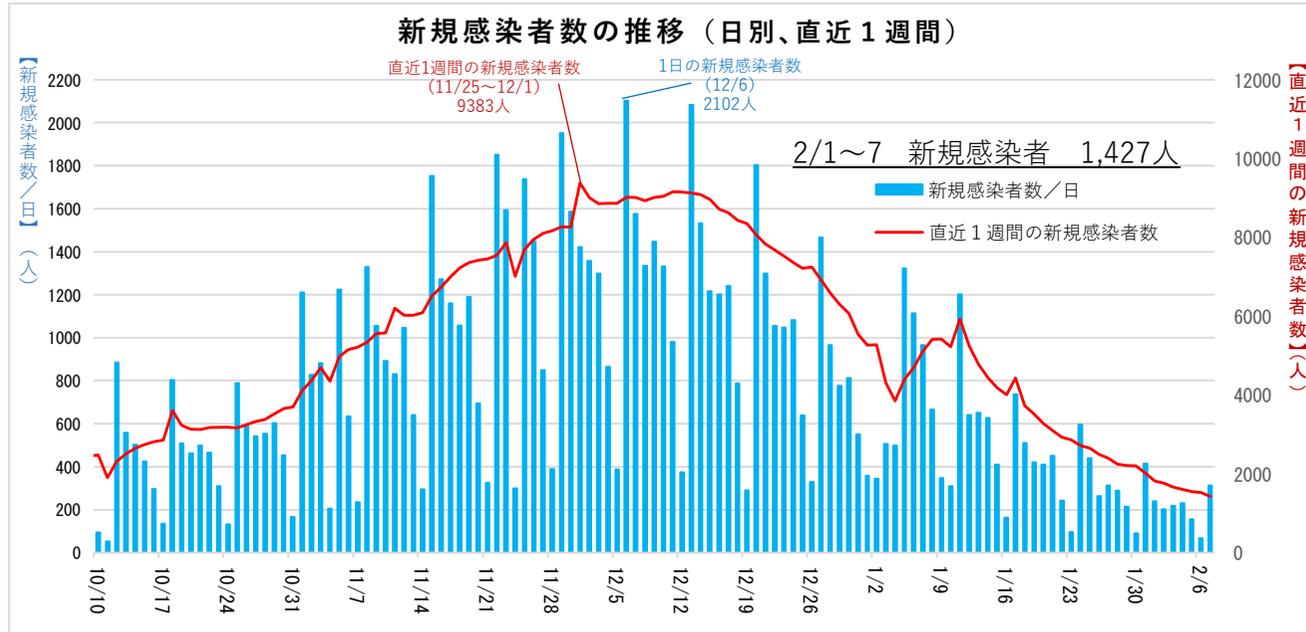
日時：令和5年2月10日（金）

次 第

議 題

- （1）新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について（資料1）
- （2）医療ひっ迫宣言の解除について（資料2）

新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について

令和5年2月10日
健康福祉部

死亡例の状況（2/7現在）

(人)

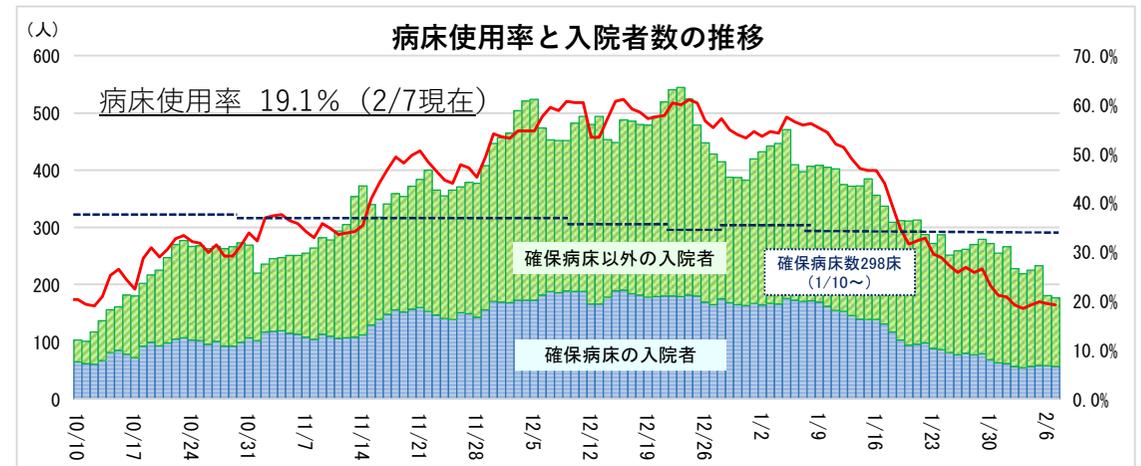
65歳未満	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	累計
18	17	92	209	237	573

基礎疾患		死亡場所		
あり	なし・不明	感染症指定 医療機関等	社会福祉 施設等	自宅
554	19	437	126	10

入院病床及び宿泊療養施設の使用状況（2/7現在） (人、床・室)

入院病床（フェーズ6）						
入院者数 (うち重症)	確保病床の 入院者数	確保病床 以外の 入院者数	現在の 確保病床数 (うち重症者用)	病床使用率 (重症者用 ^ベ ス)	最大確保 想定病床数 (うち重症者用)	病床使用率 (重症者用 ^ベ ス)
① (②)	③	④	⑤ (⑥)	③/⑤ (②/⑥)	⑦ (⑧)	③/⑦ (②/⑧)
177 (3)	57	120	298 (16)	19.1% (18.8%)	298 (16)	19.1% (18.8%)

宿泊療養施設		
療養者数	現在の 確保居室数 (収容人員数)	居室使用率 (収容人員 ^ベ ス)
⑨	⑩ (⑪)	⑨/⑩ (⑨/⑪)
9	415 (518)	2.2% (1.7%)



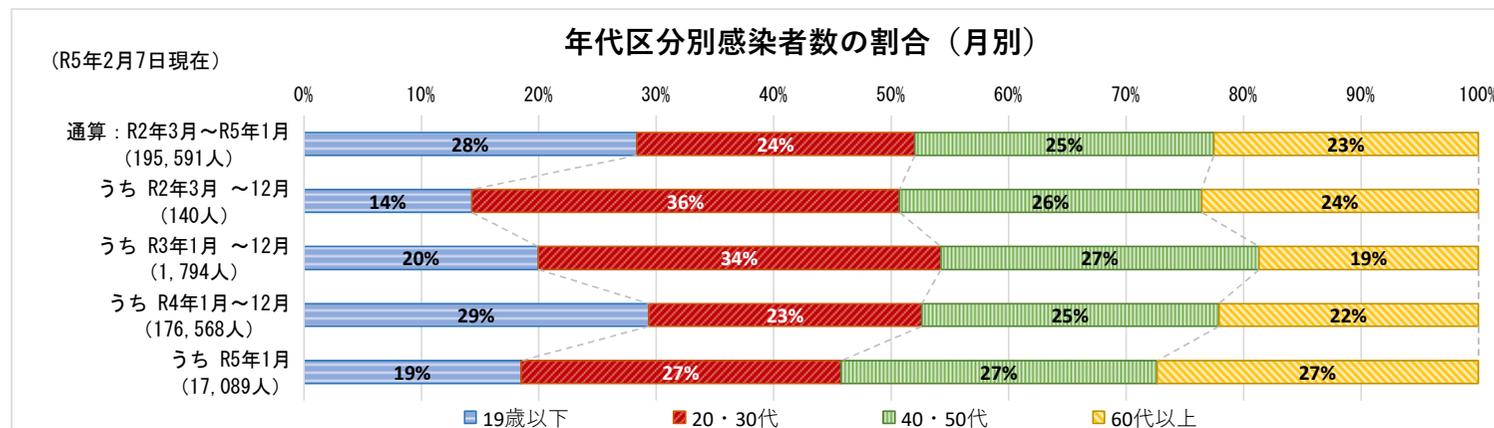
注) 病床使用率の算定には、新型コロナ患者受入のための確保病床以外の病床の入院者は含まない。

年代別 累計感染者数 (2/7現在)

(人)

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
27,881	27,534	19,238	27,095	29,766	20,019	17,565	12,115	14,378	195,591
(14%)	(14%)	(10%)	(14%)	(15%)	(10%)	(9%)	(6%)	(7%)	(100%)

注) 9/27以降は医療機関診断分と検査キット配付・陽性者登録センター登録分の合計を集計



発生届が出された感染者数 (9/27公表分以降・2/7現在)

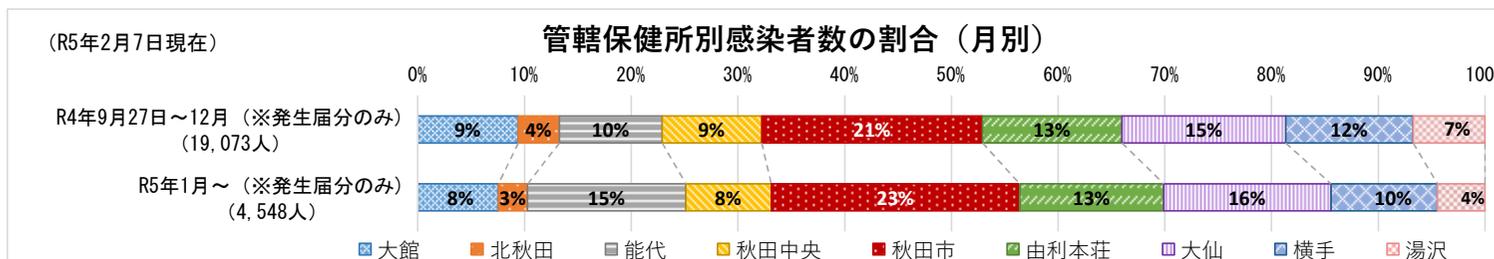
(人)

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
2,140	861	2,508	2,143	5,007	3,107	3,638	2,732	1,485	23,621
(9%)	(4%)	(11%)	(9%)	(21%)	(13%)	(15%)	(12%)	(6%)	(100%)

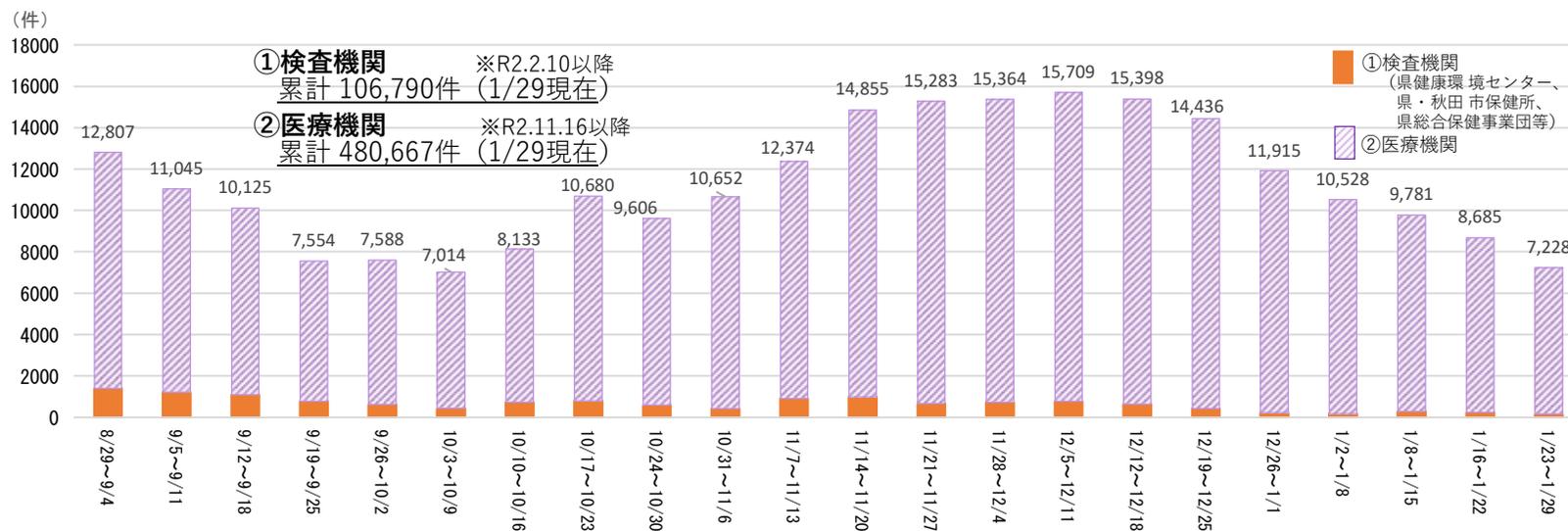
【参考】管轄保健所別 累計感染者数 (9/26公表分まで)

(人)

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
10,777	2,707	5,195	6,738	38,347	9,385	12,731	8,551	4,241	98,672
(11%)	(3%)	(5%)	(7%)	(39%)	(10%)	(13%)	(9%)	(4%)	(100%)

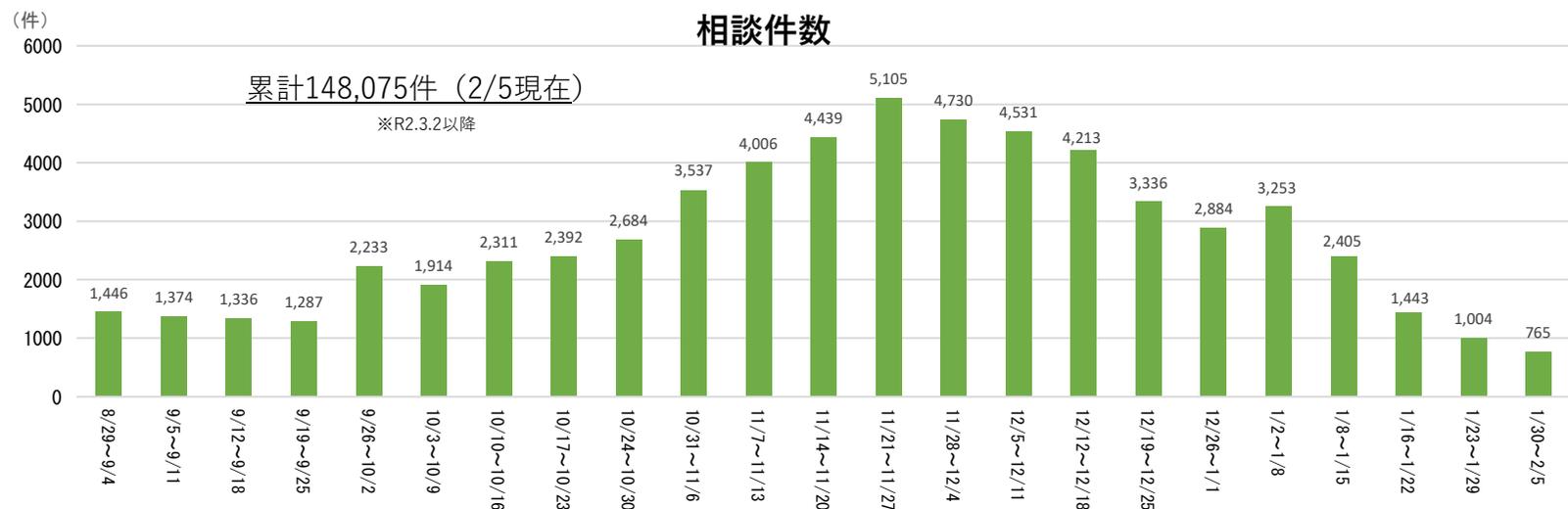


検査件数 (抗原定性キット、PCR等を含む)



※医療機関における検査件数は、令和2年11月16日以降の検査から集計を開始。件数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）等から県が集計した件数と、県医師会が集計した件数（G-MIS集計分は1/29まで、県医師会集計分は1/1までの件数）を合計した数値

相談件数



※令和4年9月25日までは「あきた新型コロナ受診相談センター」における相談件数、9月26日以降は「秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内窓口」の相談件数を計上

秋田県新型コロナウイルス感染症 外来医療・入院医療 全体図

発熱患者等

事前の電話を徹底

かかりつけ医
(地域の診療所等)

総合案内窓口 (9/26~)
(コールセンター) 20回線
※各種支援窓口の紹介等

発生届 (HER-SYS)

患者 (確定例)
疑似症 (入院)

保健所 (9保健所)

受入調整

県保健医療対策部

- ・受入医療機関調整
- ・宿泊療養施設入所調整
- ・患者搬送調整
- ・専門領域の受入調整

入院・宿泊療養施設

入院協力病院
(23病院 272床)

- 県北 (5病院 61床)
- 県央 (12病院 137床)
- 県南 (6病院 74床)

- ・重症 16床
- ・中等症Ⅱ 133床
- ・軽症・中等症Ⅰ 123床

宿泊療養施設
(5施設 415室)

- 無症状者・軽症者のみ受入可
- 県央 (3施設 304室387人)
 - 県北 (1施設 20室 30人)
 - 県南 (1施設 91室101人)

診療

外来医療機関

(発熱患者等の診療又は検査を実施する医療機関)

診療・検査医療機関
(324施設)

※旧帰国者・接触者外来を含む

地域外来・検査センター (1施設)

- ・県が1市に委託
- ・医師会が運営に協力
- ・1~7日/週開設
- ・2時間程度稼働

医療機関①
受診相談センターや
他の医療機関からの
紹介を受ける

医療機関②
自院のかかりつけ
患者や自院に直接相談
のあった患者のみ

※新型コロナの検査を実施しない医療機関については、地域外来・検査センター等他の医療機関と連携し、検査を実施

積極的疫学調査に基づく検査
(診療・検査医療機関等で採取)

緊急・重症
濃厚接触者等

検査

PCR等検査機関
(最大時2,645件/日)

クラスター発生時等

民間検査機関	民間医療機関	行政機関	秋田大学
<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県総合保健事業団等 <p>280件/日</p>	<p>1,875件/日 (PCR※、抗原定量)</p> <p>※LAMP法等の核酸抽出検査を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県健康環境センター 150件/日 ・秋田市保健所 140件/日 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査ラボ 200件/日

※診療・検査医療機関、高齢者・障害者施設等で使用する抗原定性検査キットも含め、最大時30,007件/日

令和5年2月10日現在

医療ひっ迫宣言の解除について

令和5年2月10日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

新規感染者数・病床使用率については、ひっ迫宣言後、減少傾向にあり、年始後に若干増加したものの、1月中旬以降、ともに数値の減少傾向が続き、それに伴い医療体制にかかる負荷が軽減しているものと判断し、本日付で、12月7日に発出した医療ひっ迫宣言を解除する。

【入院者数・病床使用率等の状況】

月日	入院者数	うち			病床 使用率	確保 病床数	宿泊 療養者数
		重症者数	確保病床	確保病床 以外			
R5.2.7	177人	3人	57人	120人	19.1%	298床	9人
R4.12.7	453人	2人	188人	265人	59.5%	316床	96人

県民の皆様、事業所等の皆様には、日頃の感染対策に加え、引き続き次の事項へのご協力をお願いする。

【県民の皆様へのお願い】

- 県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「状況に応じたマスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染防止対策に加え、密を避けるなど適切な行動をお願いします。
- 十分な換気（全面換気）を徹底するようにお願いします。
- 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底するようにお願いします。
- 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用するようにお願いします。
※一般検査事業は、令和5年2月末まで継続します。
※特措法第24条第9項に基づく協力の要請
- 県外との往来に際しても、一人ひとりが基本的な感染防止対策をとるようにお願いします。

- 県外との往来の際は、出発地での事前検査をお願いします。帰省する予定のご家族にもお伝え願います。
- ワクチンは重症化を防ぎ、医療体制を守ることに繋がりますので、早めの接種をおすすめします。
- 熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、無理に出勤や登校しないほか、会食にも参加しないようにし、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「新型コロナウイルス感染症総合案内窓口」への相談のほか、「新型コロナウイルス感染症保健医療情報ポータルサイト」や、LINEにより問い合わせ可能な「秋田県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート」の活用をお願いします。
- 体調の悪化等により受診を希望する場合は、事前の連絡やできるだけ平日の日中の受診にご協力をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場面に限るようお願いします。
- 重症化リスクの低い方は、自己検査をお願いします。陽性反応が出たら「検査キット配付・陽性者登録センター」に陽性者登録をお願いします。
- 自宅療養を要する場合等の備えとして、薬（常用薬、解熱鎮痛薬等）、新型コロナ抗原定性検査キット、体温計、食料品や生活必需品の日常的な備蓄をお願いします。
- 医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないようお願いします。
- 感染拡大防止に向けた取組（効果的な換気やマスクの着用、飲食の場・職場における感染対策等）の詳細については、内閣官房ウェブサイト【<https://corona.go.jp/>】をご覧ください。

【各事業所等へのお願い】

- 業種毎の感染拡大予防ガイドラインを参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「会食時を含めたマスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、十分な換気を徹底すること、人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いします。詳細については、内閣官房ウェブサイト【<https://corona.go.jp/>】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」をご覧ください。
- ※特措法第24条第9項に基づく協力の要請
- 各種事業所、高齢者施設、病院、学校、児童関連施設等（いずれの施設もそのロッカールームや食堂を含む）においては、エアコン等を使っても、こまめに窓を開け、完全に外気と入れ替えるようお願いします。
- 高齢者施設においては、職員の健康管理や外部の者との接触等に関して、一層注意をはらうようお願いします。
- 事業所においては、時差出勤や在宅勤務等による接触機会の低減、従業員の体調確認、体調不良者の休暇取得等の取組を進めるようお願いします。
- 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、業務継続計画に基づき、事業の継続を促進するようお願いします。
- 発熱等の症状があって休んだ従業員や児童生徒に対して、新型コロナやインフルエンザの「陽性又は陰性であること」「治癒したこと」について、医療機関の検査や証明を求めないようお願いします。